

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380069

研究課題名(和文) 判決の履行過程から見た現代国際社会における国際司法裁判所の機能

研究課題名(英文) Role of the Judgments of the International Court of Justice in the Process towards the Final Settlement of International Disputes

研究代表者

河野 真理子 (Kawano, Mariko)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：90234096

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：国際紛争を解決する手段である国際裁判は、その判決や判断の法的拘束力ゆえに、重要な意味を持つ。特に国際連合の主要司法機関である国際司法裁判所の判決は、当事国間の紛争の解決だけでなく、国際法規則の明確化や発展にも寄与するものである。

本研究では、具体的な事例の検討を通じて、国際司法裁判所の判決の履行の過程と国際紛争の最終的な解決への寄与のあり方を考察した。その結果、国際司法裁判所の判決を生かした国際紛争の最終的解決のためには、紛争当事国の紛争解決に向けた強い意思と協力が重要であることが明らかになった。また、適切な場合には、国際組織や第三国が判決の履行過程での紛争当事国への援助が必要かつ適切である。

研究成果の概要(英文)：International Adjudication is one of the principal means to settle international disputes because of the legally binding effect of the decision. In particular, the judgments of the International Court of Justice, the principal judicial organ of the United Nations, have played important role not only in the settlement of the dispute between the parties but also in the clarification and development of international legal rules.

In the present research, the process of compliance with the judgments of the International Court of Justice by the parties is examined by analyzing the precedents. It can be concluded that the willingness and cooperatoin of the parties to settle the dispute plays a key role in the final settlement of the dispute on the basis of the judgment of the International Court of Justice. It should also be noted that the assistance of international organizations and third States may be effective and required in appropriate cases.

研究分野：国際公法

キーワード：国際司法裁判所 判決の履行 国際紛争の平和的解決 国際紛争の最終的解決 領土又は海洋の境界
国際法と国内法

1. 研究開始当初の背景

国際司法裁判所（以下、ICJ）は国連の唯一の主要司法機関であり、その判決は、国連憲章第94条とICJ規程第59条によれば、付託された紛争の当事者間でその事件に関してのみ、法的拘束力があり、ICJの裁判に従うことは国連加盟国の義務である。他方、国際社会では、ICJの判決の履行を確保するための執行機関が存在しないため、判決の履行は主権国家である当事国の判断に委ねられることになる。ICJの判決は紛争の終点ではなく、紛争の最終的解決に向けた判決後の過程の出発点であるという指摘はこのような事情によるものである。現実の紛争では、ICJの判決は多くの場合、事件の当事国によって受け入れられているとされる。ただし、判決の通りではない内容で、両当事国が紛争を解決した事例もある。ICJの判決が当事者間の紛争の最終的な解決にどのような効果を持ってきたのかは必ずしも十分に検討されてきていない。

2. 研究の目的

ICJの判決後、どのような過程を経て当事者間の紛争が最終的に解決されるのか、またその過程で、ICJの判決がいかなる意味を持つのかを分析することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

ICJの判決後、どのような過程を経て紛争が解決されるに至ったか、及びその過程で、判決の内容がどのように活かされたかを、資料の調査や関係者からのヒアリングを通じて検証する。

4. 研究成果

(1) ICJに付託される事案

ICJの判決の履行の過程を検討する場合、領土又は海洋の境界に関する紛争の事案と、国家の国際法上の違法行為が問題になる事案を区別して検討することが適切であると考える。前者の場合、ICJの手続それ自体は2国間に限定されるものであるが、判決後当事者間で確定される領土や海洋の境界は、国際法上、第三国にもこれを尊重する義務を生むものであり、また、境界に関する紛争の解決が関係する地域の安定や秩序に貢献することも多い。このような観点から、境界画定に関する紛争の解決の意義は、2国間に限定されるものではない。これに対し、後者の事案では、原則として、2国間に限定される紛争が前提となる。ただし、今日では、一国の国際法違反の行為が関係諸国、又は国際社会全体の関心事項となる場合もあるので、この点については特別な留意が必要である。

(2) 領土又は海洋の境界に関する紛争

このカテゴリーの紛争の場合、判決後の両当事者の対応は、ICJの判決そのものを受け入れることで、両当事者間の紛争が解決に至

る（ICJの判決に直接的な効果がある）場合と、判決後の交渉によって、両当事者間で境界に関する合意が達成される（ICJの判決の間接的効果）場合がある。前者では、ICJが判断した境界を両国間の境界とする条約が締結される。後者の場合も、最終的には両当事者間で条約が締結されることになるが、当該条約で定められる境界は、両当事者がICJの判決を基礎として交渉を行った結果、合意されたものであって、ICJの判決で示されたものと一致する必要はない。

このカテゴリーの判決について、もう1点注目される点は、領土又は海洋の境界に関する紛争がICJに付託される場合、両当事者間の紛争全体ではなく、そのうちの最も重要な点、あるいは当事国がICJによる判断が行われることに同意できる論点又は場所に焦点を絞って、ICJの判断が求められることが多いことである。こうした事案では、ICJの判決は、当事者が要請した論点に限定した判断を示すものとなる。しかし、判決後の両国間の交渉では、そうした限定的な論点の解決が両者の関係に変化をもたらしたり、その判断の根拠が境界画定全般に関する基本的なアプローチを示したりしうる。その結果、判決を基礎とした両国間の交渉により、境界全体に関する合意が達成される事例が見られる。これらは、両当事国がICJの判決を紛争解決に効果的に利用した成功例と評価することができる。

さらに、国際社会や地域の安定という観点から重要であると考えられることは、判決後の交渉過程に国際組織や第三国が積極的に関わり、両当事者の合意の達成の促進に貢献した事例が見られることである。特にアフリカ地域の紛争については、こうした事例が見られる。最も代表的な事例として、カメルーン対ナイジェリアの領土及び海洋の境界に関する紛争事件がある。この事件の場合、ICJの判決後、両当事国の依頼により、国連の事務総長が両国間の交渉を援助するための委員会を設立した。この委員会には欧州の主要国も参加し、最終的に陸の境界と海洋の境界のそれぞれについて、協定が締結され、紛争が最終的に解決された。

この事例に典型的にみられるように、アフリカ地域の紛争はICJの判決後、国連やアフリカ連合（以下、AU）、欧州諸国が、判決に基づいた交渉を円滑に進めるための援助を積極的に行っており、紛争当事国もこうした援助を活用していることがわかる。また、ラテンアメリカ諸国の場合は、ICJへの紛争の一方的付託を促進するためのボゴタ規約が締結されており、ICJによる紛争解決に積極的である。ヒアリングによれば、ラテンアメリカ諸国は、この地域の国家間の紛争を国際裁判所によって解決することへの信頼や、国際裁判所の判決の誠実な履行の意義についての共通の認識があり、これが判決の自主的な履行につながっているとのことである。

(3) 国際法上の義務に違反に関する紛争

ICJの裁判では、国家が国際法上の義務に違反したか否かが問われる事案も多い。伝統的には、国際法違反の行為については、金銭賠償の支払いが命令される判決が多かったが、1990年代以降、原告国が国際法違反の行為や事態の是正のための具体的な措置をとることを命令する判決をICJに要請する事案が増加している。

そうした訴訟の中でも、国内法制度や、国内の裁判所の決定又は判決の見直しの指示を要請する事案は特に注目されなければならないと考えた。伝統的に、国内法の立法措置やその適用、及び司法裁判制度は国家主権の尊重原則によって、他国が介入できるものではないと考えられてきた。しかし、現在の国際社会では、条約によって規定された義務の履行のために、各国が国内法制度を調整する必要がある場合が多くなっており、そうした調整が十分ではないときに、条約の下での義務の不履行に関する紛争として、国内法制度の不備や国内の裁判所の決定や判決と国際法上の義務の整合性が問われることになるのである。

例えば、訴追又は引渡しの義務事件では、セネガルに滞在する元チャド大統領アブレ氏の拷問等に関する訴追の手續が問題となった。ベルギーは、拷問等禁止条約に規定されている訴追か引渡しの義務を根拠として、セネガルが国内法上の刑事手續を取らない場合、自国への引渡しを求めた。セネガルは、拷問等禁止条約の締約国ではあったが、この条約の下での義務の履行を十分に担保する国内法制度を構築しておらず、さらにベルギーの引渡し要請については、同国の裁判所がこれに応ずるべきではないとの判断を示したため、引渡しの要請にも応じていなかった。ICJは判決で、セネガルの拷問等禁止条約の下での訴追か引渡しの義務の違反を認定し、セネガルに対して、この義務の履行を求めた。この判決後、AUとセネガルの協定に基づき、セネガルの国内刑事法制度で、「特別アフリカ裁判部」が設置され、刑事裁判手續が始まった。2017年4月には、控訴手續での判決が出された。この例は、紛争の最終的解決を超えて、より広い国際的な意味を持つ問題の最終的な解決にICJの判決が一定の役割を果たしたものと評価することができる。

国内法制度や、国内の裁判所の決定又は判決と国際法規則の整合性の問題は、ウィーン領事関係条約第36条の違反が問題になったラグラン事件（ドイツ対米国）、アヴェナ等メキシコ国民事件（メキシコ対米国）、外務大臣の特権免除が問題になった逮捕状事件（コンゴ民主共和国対ベルギー）、国家免除の原則が問題になった国家免除事件（ドイツ対イタリア）等、先進国が被告国となった事件でも論点となっている。これらの事例でも、原告が求めたのは、金銭賠償ではなく、国際法の違反となる国内法制度や、国内の裁判所

の決定又は判決の是正であった。いずれの事例でも、原告国の主張が認められ、被告国が、国際法に違反する状態を生む国内法制度の是正や国内裁判所の決定又は判決の再検討を命令する判決が出された。これらの事例の多くで、被告国は判決に従い、自主的に国内法上の対応措置をとり、ICJが違法であると判断した事態の是正を図った。ただし、アヴェナ他メキシコ国民事件の判決については、米国の連邦最高裁判所が、ICJの判決に従う義務がないことを認める決定をしたことには留意が必要である。

なお、これらの国内法制度や、国内の裁判所の決定又は判決の見直しに関する事例には、特定の条約の当事国全体、又は国際社会全体の共通利益に関わるような論点が含まれており、ICJの判決やその履行について、紛争当事国だけでなく、他の諸国も関心を持つものであったことも付言しておかなければならない。

(4) ICJの判決の履行過程における国家の意思と国際協力の重要性

ICJの判決は、それ自体が紛争の解決を意味するものではなく、判決後の交渉過程や敗訴した国による判決の履行方法の検討の過程の出発点となる。

領土又は海洋の境界に関する紛争では、紛争解決の実現のための両当事国の強い意思や協力が不可欠であり、事情によっては、国際組織や第三国の支援も重要な意味を持つ。

国際法上の義務の違反に関する紛争では、特に、国際法と国内法の接点が多くなり、国際法上の義務の履行のために国内法の調整が必要となる例が多くなっている今日、ICJの判決が国内法に与える影響が大きい。そのような判決の履行においては、敗訴した国の自主的な措置が重要な意味を持つ。

(5) 研究期間中の新たな動き

歴史的にみれば、ほとんどの事例で、裁判に敗訴した国家はICJの判決に何らかの形で従ってきている。その意味で、国連の主要司法機関としてのICJは、その判決の法的拘束力と権威によって、国際紛争の解決に貢献してきていると評価できる。このことは国際社会における法の支配の実現に関する国際裁判制度の意義を示すものである。

しかし、本研究の期間中に必ずしもそうした積極的な評価ができない現象が生まれている事例が見られるようになったことを指摘しなければならない。領土又は海洋の境界に関する先例の中では、領土と海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）事件では、両当事者に不満が残る内容の判決となった。コロンビアはこの事件を機にICJへの紛争の一方的付託を規定するボゴタ規約から脱退した。他方、ニカラグアは、コロンビアの判決の履行が不十分であるとする紛争とICJが判断を示さなかった200海里以遠の大陸棚の境界画定についての紛争を新たにICJに付託した。

また、国家の行為の国際法違反が問われた事例の中では、アヴェナ他メキシコ国民事件で、メキシコは米国がICJの判決を履行していないとして、判決の解釈請求を行った。これらの先例は、ICJの判決の意義や裁判手続そのものに対するある種の疑義を示すものになる可能性がある。

さらに、ICJでの裁判ではないものの、国連海洋法条約第15部の義務的裁判制度が利用された、アークティック・サンライズ号事件（オランダ対ロシア）と南シナ海の仲裁事件（フィリピン対中国）で、いずれも被告国が仲裁裁判手続に出廷することを拒否し、それぞれの仲裁判断についても、その履行を拒否するとした。この2つの事例は、国際裁判所の判決や判断の履行確保のための強制的な制度がない国際社会では、特に大国が国際裁判所の判決や判断の履行を拒否する場合、決定的な解決が存在しないことを改めて感じさせるものとなったことは否定できない。ただし、これらの2つの事例の後も、2016年にウクライナがロシアを相手として、国連海洋法条約附属書VIIの仲裁裁判に紛争を付託したことは注目に値する。この裁判は、仲裁裁判所がその作業を開始したばかりであるが、今後の手続の進行は注目に値する。

こうした国際裁判所の新たな動向を踏まえつつ、国際裁判の結果を国際紛争の最終的解決にどのような活かすことが望ましいのかの検討が、本研究から見出した次の課題である。

5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）
〔雑誌論文〕（計 9件）

Mariko Kawano, Compulsory Jurisdiction under the Law of the Sea Convention: Its Achievements and Limits, J. Crawford *et al.* (Eds.), *The International Legal Order: Current Needs and Possible Responses: Essays in Honour of Djamchid Momtaz*, 執筆依頼論文、査読無、2017、pp. 421-439

河野真理子、海洋の生物多様性の保全、環境法政策学会『生物多様性と持続可能性』学会報告に基づく執筆依頼論文、査読無、商事法務、2017、pp. 44-66

河野真理子、南シナ海仲裁の手続と判断実施の展望、国際問題、第659号、執筆依頼論文、査読無 2017、pp. 12-24

Mariko Kawano, Towards a Comprehensive Convention on Marine Biological Diversity in Areas beyond National Jurisdiction, *Maritime*

Institute of Malaysia Issue Paper, Vol. 1, No. 1, 査読有、2016、pp. 1-17

Mariko Kawano, International Law on Principles of Self-Restraint and Non Use of Force in Disputes: Best Practices in Naval Operations and Maritime Law Enforcement from the Experience of Japan, Department of Foreign Affairs, Republic of the Philippines (Ed.), *ASEAN-China Joint Working Group on the Implementation of the DOC, Seminar-Workshop on the Implementation of the 2002 ASEAN-China Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea (DOC), 14-15 May 2015, Makati City, Philippines, Proceedings*, 執筆依頼論文、査読無、2015、pp. 80-92

河野真理子、管轄権判決と暫定措置命令から見た国連海洋法条約の下での強制的紛争解決制度の意義と限界、柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践：小松一郎大使追悼』、信山社、執筆依頼論文、査読無、2015、pp. 129-148

河野真理子、国際司法裁判と国内法制度、江藤淳一編『国際法学の諸相 到達点と展望』、信山社、執筆依頼論文、査読無、2015、pp. 151-174

河野真理子、条約の紛争解決条項に基づく国際司法裁判所の管轄権に関する一考察 人種差別撤廃条約事件と訴追か引渡の義務に関する問題事件を手掛かりとして、浅田正彦他編『国際裁判と現代国際法の展開』、三省堂、執筆依頼論文、査読無、2014、pp. 35-56

Mariko Kawano, Decisions of the International Court of Justice on Disputes Concerning Internal Law, G. Gaja and G. Stoutenburg (Eds.), *Enhancing the Rule of Law through the International Court of Justice*, 招待講演を下に執筆依頼された論文、査読無、2014、pp. 119-137

〔学会発表〕（計 23件）

Mariko Kawano, Significance and Problems

Related to the Compulsory Dispute Settlement Mechanism Established by UNCLOS, International Law of Territorial Disputes: Current Issues, the British Institute of International and Comparative Law, 14 March 2017, London, UK

Mariko Kawano, The Settlement and Management of International Maritime Disputes in Asia, Dickson Poon School of Law at Kings College, 13 March 2017, London, UK

Mariko Kawano, “Japan and International Adjudication in the Law of the Sea,” in 3rd International Symposium on the Law of the Sea, 20 Years of Development of the Law of the Sea and Emerging Challenges, Hosted by the Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2-3 February, 2017, Tokyo, Japan

河野真理子「排他的経済水域における航行の自由と軍事活動」国際安全保障学会、平成28年度研究大会、大阪大学(大阪府、豊中市)、2016年12月4日

河野真理子「南シナ海に関する紛争と国際裁判」日本防衛学会、平成28年度秋期研究大会、防衛大学校(神奈川県、横須賀市)、2016年11月26日(『防衛学研究』第56号(2017年)、122-130頁に報告の録音原稿所収)

Mariko Kawano, “Jurisdiction and Admissibility of Claims under the Compulsory Dispute Settlement System under UNCLOS,” International Maritime Order – Contributions of Japan and Mexico, Instituto Tecnológico Autónomo de México, ITAM, Campus Rio Hondo, 23 September 2016, Mexico City, Mexico

Mariko Kawano, “Maritime Disputes in Asia and International Adjudication,” Instituto Matías Romero for Diplomatic Studies (Diplomatic Academy of Mexico’s Ministry of Foreign Affairs), 22 September 2016, Mexico City, Mexico

Mariko Kawano, “Compulsory Arbitral Proceedings in Accordance with the UNCLOS and the Final Settlement of the Dispute between the Parties,” Upholding the Law of the Sea Convention and the Post-Arbitration Philippine Challenge, Malcolm Theater, UP College of Law, 15 July 2016, Manila, the Philippines

河野真理子「海洋生物多様性の保全」環境法政策学会、第20回大会(三重大学大会)(三重県津市)、2016年6月18日

Mariko Kawano, “Regional Security and the Law of the Sea,” Japan-America Society of the State of Washington, Update on Japan’s Role in Asia: Japan’s Importance in the Future of Asia, Hilton Seattle Downtown, 31 March 2016, Seattle, USA

Mariko Kawano, “Compulsory Dispute Settlement Procedures under the UNCLOS: Their Achievements and Problems,” Japanese-German Center Berlin (JDZB) and German-Japanese Association of Jurists (DJJV), Conference on the Law of the Sea and Maritime “Upholding the Law of the Sea Convention and Security: Examples of Dispute Settlement between States under the Law of the Sea, Japanese-German Center Berlin, 26 February, 2016, Berlin, Germany

Mariko Kawano, “Rule of Law in Maritime Disputes”, International Law in a Changing World: The Impact of Rising Powers, Panel #5: Maritime and Territorial Disputes in a Rising Asia, Pennsylvania Law School, September 30-October 1, 2015, Philadelphia, USA

Mariko Kawano, “Compulsory Dispute Settlement Procedures and Their Contribution to the Maritime Peace and Security,” The Future of Security in the Asia-Pacific: Emerging Challenges, Promoting Conflict Management and Enhancing Cooperation in Maritime Areas, 25-26 August 2014, Bangkok, Thailand

Mariko Kawano, “Compulsory Dispute Settlement Procedures under UNCLOS: Their Achievements and New Agendas,” The Rule of Law in the Seas of Asia: Navigational Chart for Peace and Stability, 12-13 February 2015, Tokyo, Japan

Mariko Kawano, “International Law on Principles of Self-Restraint and Non-Use of Force in Disputes: Best Practices in Naval Operations and Maritime Law Enforcement from the Experience of Japan,” Seminar-Workshop on the Implementation of the 2002 ASEAN-China Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea (DOC-SCS), New World Hotel, 14-15 May 2015, Makati, the Philippines

Mariko Kawano, “Clarification and Refinement of the Rules and Methods for Maritime Delimitation through the Precedents of International Courts and Tribunals,” EU-Vietnam Strategic Dialogue Facility (SDF), 4-5 June 2015, Ha Long, Vietnam

6 . 研究組織

(1)研究代表者

河野 真理子 (KAWANO, Mariko)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：9 0 2 3 4 0 9 6